

総長選考・監察会議（第1回）

令和6（2024）年4月23日（火）

15：00～16：30

議 題

1. 議長の選出について
2. 議長代行の指名について
3. 今年度の総長選考・監察会議の進め方について
・学内委員によるワーキング・グループへの検討事項の付託
4. その他

配付資料

1. 令和5年度第9回総長選考・監察会議議事要旨（案）
2. 東京大学総長選考・監察会議委員名簿
3. 令和6年度の総長選考・監察会議への申し送り事項
4. 総長の間接評価スケジュールイメージ
5. 令和6年度総長選考・監察会議日程

参考資料

1. 総長の間接評価にかかる通知等一式

第9回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和6年3月15日（金） 14：00～15：20
2. 方 法：オンライン会議（Z o o m）
3. 出 席 者：遠藤、国谷、國土、小林、佐藤、高橋、板東、山本、須田、山内、南學、島野、廣井、杉山、兵藤 各委員
4. 陪 席 者：吉田監事、棚橋監事
5. 議 題
 - 1 総長の間接評価の実施について
 - 2 令和6年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について
 - 3 その他
6. 配付資料
 - 1 総長の間接評価の実施に関する運用について（案）
 - 2 総長の間接評価等スケジュールイメージ（案）
 - 3 総長の間接評価の実施について（通知）（案）
 - 4－1 総長の間接評価に係る自己評価書の提出について（依頼）（案）
 - 4－2 総長の間接評価に係る自己評価書（案）
 - 5－1 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）（案）
 - 5－2 総長の賞与に係る職務実績 自己評価書（案）
 - 6－1 総長の間接評価に係る自己評価書に関する意見の提出について（依頼）（案）
 - 6－2 総長の間接評価に係る自己評価書に関する意見の提出について（依頼）（案）
 - 6－3 総長の間接評価に係る自己評価に関する意見書（案）
 - 7 令和6年度の総長選考・監察会議への申し送り事項（素）
 - 8 令和6年度 総長選考・監察会議日程（案）
 - 9 2024年度総長選考・監察会議 立ち上げまでの日程
 - 10 第8回総長選考・監察会議議事要旨（案）

7. 議事

1 総長の間接評価の実施について

議題1に関し、議長代行から、配付資料1から6－3に基づいて、説明があった。次いで意見交換が行われ、出席委員から、中間評価の決定後、ホームページで中間評価の結果を公表する前に、教育研究評議会及び経営協議会の委員に、事前に周知することが望ましい旨の意見があった。

意見交換の後、議長から、中間評価に係るスケジュール及び実施手続きに関する通知等について、配付資料1から6－3のとおりとすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、今後、中間評価の通知等にかかる事務的な事項については、議長及び事務局で進める旨が確認された。次いで、議長から、中間評価に係るスケジュールに

関して、配付資料3に基づき、会議終了後に開催される経営協議会で議長から説明する旨の報告があった。

2 令和6年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について

議題2に関し、議長代行から、配付資料7に基づいて、説明があった。次いで、意見交換が行われ、出席委員から、配付資料7の別紙3「意見聴取」について、意見聴取をする構成員の範囲等の具体的な内容及び決定時期について質問があり、議長代行から、来年度の意見聴取の実施について、具体的な検討はできていない状況であるが、総長選考・監察会議に参加していない部局や様々な立場の学内構成員の意見を総長選考・監察会議として把握する仕組みを検討する必要があると考え、令和6年度への申し送り事項としていること及び来年度実施するとすれば、教育研究評議会及び経営協議会の委員については、中間評価に関する意見を集める場があるため、その他の構成員に対して意見聴取の場を設けるといったことが考えられるのではないかとの説明があり、意見交換の後、議長から、次年度の総長選考・監察会議に申し送る事項を配付資料7のとおりとすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、承認された。

3 その他

・録音データの取扱いについて

議長から、録音データの取扱いについて、席上配置資料「会議の録音データの取扱いに関する申合せ」に基づいて、説明があった。次いで、議長から令和4年度までの録音データの廃棄について諮ったところ、出席委員から異議はなく、承認された。

・令和6年度の日程案について

令和6年度総長選考・監察会議の日程案について、事務局から、配付資料8から9に基づいて、説明があった。

以上

東京大学総長選考・監察会議委員名簿

令和 6 年 4 月 2 3 日現在

選出会議	氏 名	任 期	備 考
経営協議会	遠 藤 信 博	2024年4月1日 ～2026年3月31日	日本電気株式会社 特別顧問
経営協議会	国 谷 裕 子	2024年4月1日 ～2026年3月31日	東京藝術大学 理事
経営協議会	國 土 典 宏	2024年4月1日 ～2026年3月31日	国立国際医療研究センター 理事長
経営協議会	小 林 いずみ	2024年4月1日 ～2026年3月31日	ANAホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外 取締役 オムロン株式会社 社外取締役
経営協議会	酒 匂 真 理	2024年4月1日 ～2026年3月31日	miup 会長
経営協議会	佐 藤 康 博	2024年4月1日 ～2026年3月31日	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問
経営協議会	関 根 千 津	2024年4月1日 ～2026年3月31日	株式会社住化技術情報センター 代表取締 役社長
経営協議会	板 東 久美子	2024年4月1日 ～2026年3月31日	日本赤十字社 常任理事
教育研究評議会	浦 野 泰 照	2024年4月 1日 ～2027年3月31日	薬学系研究科長 (2024年4月1日～2026年3月31日)
教育研究評議会	杉 山 正 和	2022年4月1日 ～2025年3月31日	先端科学技術研究センター所長 (2022年4月1日～2025年3月31日)
教育研究評議会	中 島 隆 博	2024年4月 1日 ～2027年3月31日	東洋文化研究所長 (2023年4月1日～2026年3月31日)
教育研究評議会	中 西 真	2024年4月 1日 ～2027年3月31日	医科学研究所長 (2023年4月1日～2025年3月31日)
教育研究評議会	南 學 正 臣	2022年4月1日 ～2025年3月31日	医学系研究科長 (2023年4月1日～2025年3月31日)
教育研究評議会	納 富 信 留	2024年4月 1日 ～2027年3月31日	人文社会系研究科 (2023年4月1日～2025年3月31日)
教育研究評議会	兵 藤 晋	2022年4月 1日 ～2025年3月31日	大気海洋研究所長 (2023年4月1日～2025年3月31日)
教育研究評議会	目 黒 公 郎	2022年4月 1日 ～2025年3月31日	情報学環長・学際情報学府長 (2024年4月1日～2027年3月31日)

計 1 6 名（敬称略、五十音順）

令和 6 年 3 月 1 5 日
総長選考・監察会議

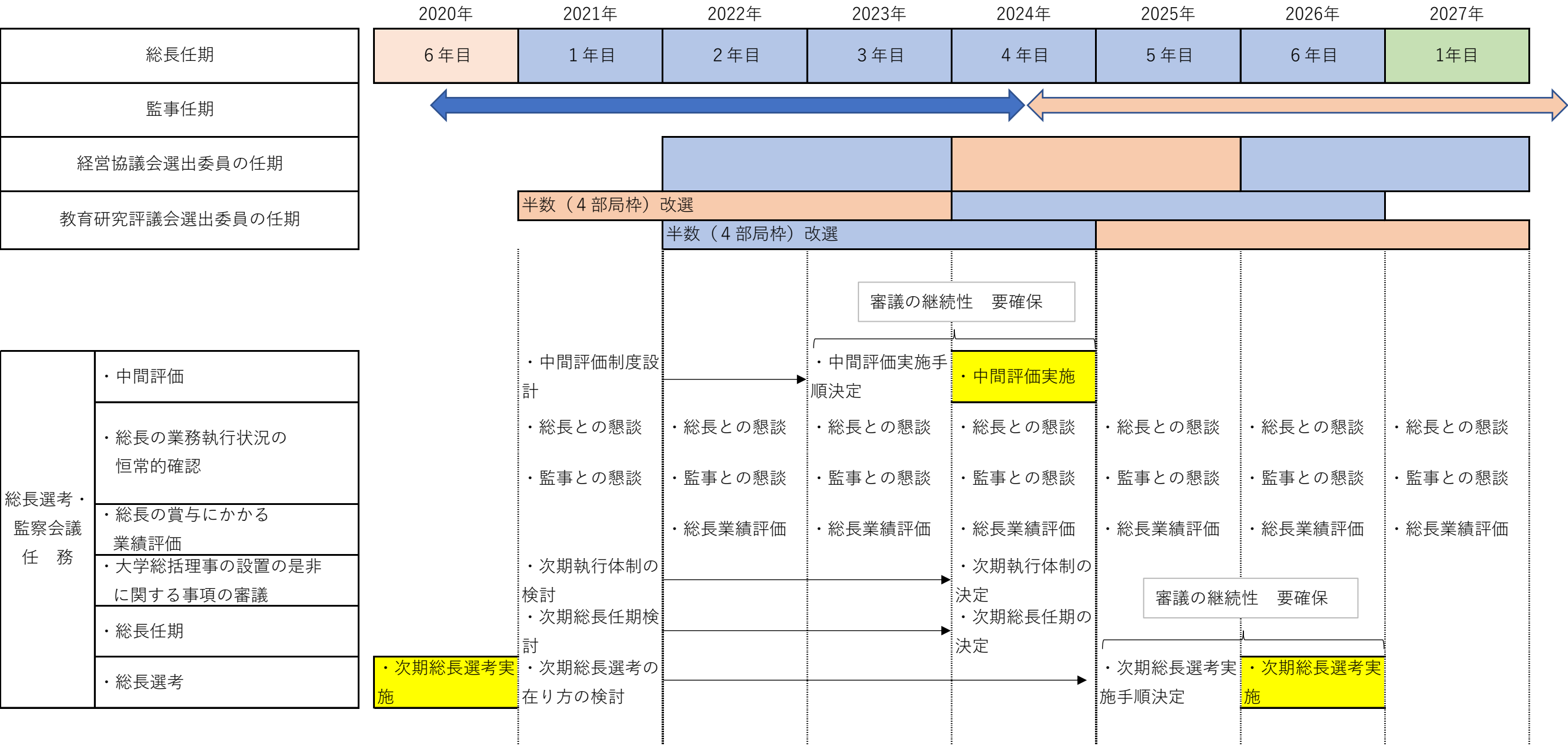
令和 6 年度の総長選考・監察会議への申し送り事項

令和 5 年度の総長選考・監察会議においては、前年度からの申し送り事項を踏まえ、総長の賞与に係る職務実績評価について評価の視点等について検討を行うとともに令和 6 年度に実施する総長の間接評価について具体的な実施内容の検討を行った。

次年度以降においては、改正された国立大学法人法及び国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制を見据えつつ、前年度から申し送られた「総長選考・監察会議スケジュール」（別紙 1）及び「次期総長選考に向けた課題検討行程表」（別紙 2）に従い、課題等の検討を行うことを申し送る。

総長選考・監察会議スケジュール

別紙 1



(参考) 国際卓越研究大学関連

★国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律

- 法公布
- 法施行
- 支援開始
- 基本方針
- 認定申請
- 計画認可申請

★国立大学法人法一部改正法案

- 法案審議
- 新国立大学法人法施行 (R5.10.1)

2025年度までの総長選考・監察会議における課題検討行程表

国際卓越研究大学制度によるガバナンス改編を見据えつつ検討する必要がある。

○総長の中間評価

※この行程表は必要に応じて適宜見直すことができる。

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
・2024年度の中間評価実施に向けた具体的な実施内容の検討を行い、評価スケジュールを確定する。	・スケジュール ・自己評価書フォーマット・評価資料（内規18条2項） ・意見照会手続き（内規18条3項） ・評価案の作成方法（内規18条4項） ・総長に対する質疑の形式（内規18条4項） ・評価の決定方法（内規18条4項） ・評価結果の通知方法（内規19条1項） ・評価結果の公表方法（内規19条2項）	(a) 前回の手順をそのまま踏襲する (b) 前回の手順を踏襲しつつ、2022年度から導入した総長の賞与に係る職務実績の評価との関係性を整理したうえで、もう少し簡略化した手続きとする。	・必要に応じ「総長選考・監察会議内規」の見直し ・必要に応じ「総長の中間評価の実施に関する運用について（平成29年10月学内WG）」の見直し ・内規改正を要する場合、総長選考・監察会議の表決	2023年10月まで	2024年3月の総長選考・監察会議で決定

次期総長選考に向けた課題検討行程表

○次期総長の任期

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
・国立大学法人法において、「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める」とされている。	・総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要 ・総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討 ・総長選考・監察会議の解任申し出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要 ・中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素 ・国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要 ・海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき	(a) 6+0（H21年～現行） (b) 4+0（S47年～H20年） (c) 4+2（S24年～S47年） (d) 5+ α （T8年～S13年） ・・・など ※過去の検討経緯 「6年は長すぎる」という意見が学内にあることを認識しつつも、2012年度の検討では、「6年は不適切である」という意見は特段なく、6年任期を見直す積極的な理由は見当たらなかった。	・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催（審議状況報告、意見交換） ・学内構成員への意見照会 ・総長の任期を改定する場合、総長選考・監察会議の表決 （・総長の任期に関する規則改正案審議→役員会へ引き継ぎ改正）	2024年7月まで	2024年9月の総長選考・監察会議で決定（実施手順の検討開始前）まで

○申し送り事項 1. 次期総長選考に向けて特に留意すべき課題

課題		論点		検討の方向性・選択肢		必要手続		検討完了時期	手続完了時期
(1) 総長選考プロセスの大枠について	①選考プロセス全体	・次期選考に向け、総長選考/会議において各年度に取り組むべき基本的事項の行程表		(実施済み) 本ペーパー 必要に応じて見直し		・総長選考・監察会議の了承			
	①選考プロセス全体	・大学組織における総長の位置づけ ・教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認		分離の方法 (a) 分離しない (現行維持) (b) 分離しないが、教学を「つかさどる副学長」を置く (c) 理事長と大学総括理事に分離する		・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・学内構成員への意見照会 ・大学総括理事を設置する場合、総長選考・監察会議の表決 (・大学総括理事の選任手続案検討→役員会へ引き継ぎ規則化)		2024年7月まで	2024年9月の総長選考・監察会議で決定 (実施手順の検討開始前)まで
	②求められる総長像		・「求められる総長像」の具体化についての検討	(a) 現行維持 (b) UC Berkeley Chancellor 選考の際に提示される Qualifications and Experience (characteristics) 17項目を参考にする		・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・学内構成員への意見照会 ・総長選考・監察会議の了承		2025年10月まで	2026年選考開始の公示日までの総長選考・監察会議で決定
	③意向投票		・選考プロセスにおける意向投票の意義、位置づけ ・意向投票の複数回の投票等の方式の検討	選考会議の主体性を確保しつつも、大学の長の選考には、不可欠のプロセス		・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・学内構成員への意見照会			
①選考プロセス全体	・選考プロセスへの職員の参画の在り方の検討								
(2) 総長選考プロセスにおける具体的事項について	①第2次候補者の絞り込み方法	実施手順の検討	・第2次候補者に絞り込む方法についての詳細なルール ・現行内規の「3人以上5人以内」の規定を維持すべきかどうか ・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定める			・学内構成員への意見照会		2026年3月まで	
	②候補者情報の収集の在り方		・選考委員に対する候補者情報の充実化 候補者提出書類及び候補者に対する面接時間 ・経営協議会や教育研究評議会の協力も得て、候補者となり得る人物を日常的・多元的に知る機会を増やす方策			・総長選考・監察会議内規の改正 ・総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改正 ・総長選考・監察会議における表決			
	③候補者情報の発信・提供の在り方		・構成員等に対する候補者情報提供の充実化 公表内容、発信・提供の範囲、公開討論会、動画配信						
	④経営協議会との関係		・経営協議会における第1次候補者推薦の在り方			・経営協議会との対話の機会を通じ検討を促す。			

○申し送り事項２．総長の業務執行状況の確認、業績評価及び将来の総長候補の育成の在り方について

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
(１)	・ 総長の業務執行状況の確認方法 ・ 監事との連携の在り方	(実施済み) 必要に応じて見直し	総長選考・監察会議の了承		
(２)	・ 総長の賞与の増減に業績評価、監事との連携の在り方も含めた具体的な評価方法				
(３)	・ 将来の総長候補の育成の在り方	既に本学では、国立大学法人ガバナンス・コード【原則１－４ 長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成】を受けて、国立大学法人東京大学における法人経営人材の育成方針について（令和３年３月１８日総長裁定）が定められており、将来に向かってその法人経営を担う人材を戦略的かつ計画的に育成するとし、定期的に法人経営人材の育成状況を確認するとともに、必要な対応を行うとしていることから、総長選考・監察会議としては検討を行わないが、必要な情報収集を行い総長との懇談の機会を活用するなどして定期的に法人経営人材の育成状況を確認していく。	総長選考・監察会議の了承	2023年２月まで	2023年３月の 総長選考・監察 会議で決定

○総長の賞与に係る職務実績評価等についての意見

＜評価手続の目的＞

- ・評価区分の決定にとらわれすぎることなく、評価対象年における総長の職務実績について議論し、必要に応じて助言するという評価手続の目的に関し、認識を共有することが重要である。

＜効率的かつ効果的な手続き等の実施＞

- ・総長の職務実績に関する議論や意見聴取が行われる様々な場と、総長選考・監察会議による賞与に係る職務実績評価との関係も考慮して、手続の簡素化、重点化を含めて、効率的かつ効果的な手続とすることが望ましい。

＜評価の視点＞

- ・総長に求められるものは何か、それをどのように評価するかについて、各委員で共通の視点を持つことが重要である。その視点を踏まえ、総長から報告いただきたい事項を整理し、総長に伝える必要がある。

○総長選考・監察会議全体に関する意見

＜意見聴取＞

- ・総長、監事以外の学内構成員の意見を、総長選考・監察会議として把握する仕組みを検討する必要があるのではないか。ただし、その目的や作業量の平準化の観点から、その時期及び意見を聴く構成員の範囲を絞る等、メリハリをつけて運用することが考えられるのではないか。

総長の中間評価等スケジュールイメージ

年月	監事	経営協議会構成員	教育研究評議会構成員	総長選考・監察会議	総長	賞与にかかる職務実績評価
R6.3		3/15評価スケジュール提示	3/19評価スケジュール提示	3/15総長選考・監察会議	自己評価書提出依頼 評価スケジュールの提示	自己評価書を総長へ依頼
R6.4		4/17評価スケジュール提示	4/9評価スケジュール提示	4/23 総長選考・監察会議		
R6.5		自己評価書送付・意見照会	自己評価書送付・意見照会	議長	5月 自己評価書の提出	総長から自己評価書の提出
R6.6	意見提出期間	意見提出期間 6/21 自己評価書説明会	意見提出期間 6/18 自己評価書説明会	6/21総長選考・監察会議		
R6.7			7/5 会議構成員等の意見〆切	中間評価素案作成 7/23 総長選考・監察会議 （監事と総長選考会議の懇談）		監事と総長選考・監察会議の懇談
R6.8				8/28 総長選考・監察会議 （総長と総長選考会議の懇談） 8月下旬～ 評価素案を委員に事前送付		総長と総長選考・監察会議の懇談 （賞与にかかる職務実績評価書説明）
R6.9				9/18 総長選考・監察会議 （中間評価素案の審議） 議長		賞与にかかる職務実績評価決定
R6.10					9月下旬以降 修正後の評価案・会議構成員等の意見を総長へ提示	
R6.11				11/13 総長選考・監察会議 （中間評価案の審議／総長・理事意見交換） 中間評価 総長へ通知、過程とともにHPへ公表 ＜予備＞ 11月中旬～12月初旬 書面審議 総長選考・監察会議（中間評価の決定）	総長（必要に応じて理事）と選考会議の意見交換 中間評価を総長へ通知	賞与にかかる職務実績評価を経営協議会へ報告
R6.12						
R7.1				1/10 総長選考・監察会議		
R7.2						
R7.3				3/14 総長選考・監察会議		

※上記スケジュールは、必要に応じて適宜見直しを行う。
※書面審議等を行う場合があります。

令和 6 年度 総長選考・監察会議関係日程

月 日	事 項	備 考
4. 23(火) 15:00～16:30	総長選考・監察会議(第 1 回)	
6. 21(金) 13:00～15:00	総長選考・監察会議(第 2 回) ※ ¹	総長の中間評価にかかる 自己評価書説明 15:00～ 15:45 経営協議会 16:00～18:00
7. 23(火) 13:00～14:45	総長選考・監察会議(第 3 回) 監事懇談	
8. 28(水) 13:00～15:00	総長選考・監察会議(第 4 回) 総長懇談※ ²	
9. 18(水) 13:30～15:30	総長選考・監察会議(第 5 回)	経営協議会 16:00～18:00
11. 13(水) 13:00～15:30	総長選考・監察会議(第 6 回) 総長、理事懇談※ ³	経営協議会 16:00～18:00
1. 10(金) 13:30～15:30	総長選考・監察会議(第 7 回)	経営協議会 16:00～18:00
3. 14(金) 13:30～15:30	総長選考・監察会議(第 8 回)	経営協議会 16:00～18:00

※ 1 6/21(金)は、会議終了後、総長より、経営協議会委員に対して、総長の中間評価にかかる自己評価書の説明を行う予定。

※ 2 8/28(水)は、「総長の賞与に係る職務実績の評価」を行う予定。

※ 3 11/13(水)は、総長の中間評価にかかる質疑(意見交換)を行う予定。

○ 上記の日程以外に書面審議を行う場合がある。

参考資料 1

令和6年3月15日

総長 殿
経営協議会の構成員 各位
教育研究評議会の構成員 各位
監事 各位

総長選考・監察会議議長
板東 久美子

総長の中間評価の実施について（通知）

総長選考・監察会議では、総長選考・監察会議規則第5条第3号に基づき、現藤井輝夫総長の就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を実施いたします。

つきましては、総長の中間評価にかかる日程を下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

令和6年 3月15日	・総長選考・監察会議から、総長へ中間評価に係る自己評価書の提出依頼
5月	・総長から、総長選考・監察会議へ自己評価書の提出 ・総長選考・監察会議から、会議構成員等に対して自己評価書に対する意見照会
6月18日 14:00～14:45	・総長から、教育研究評議会評議員に対して、自己評価書の説明（教育研究評議会の前に実施）
6月21日 15:00～15:45	・総長から、経営協議会委員に対して、自己評価書の説明（経営協議会の前に実施）
7月5日	・会議構成員等から、自己評価書に対する意見を提出（締切）
7月～10月頃	・総長選考・監察会議において、各意見のとりまとめ及び評価案の作成 ・総長選考・監察会議から、総長へ評価案及び会議構成員等の意見を提示
11月13日	・総長選考・監察会議において、総長及び必要に応じて理事への質疑（意見交換） ・総長選考・監察会議において、中間評価決定（予定） ・総長選考・監察会議から、総長へ中間評価の結果を通知（予定）
11月14日以降	・総長選考・監察会議から、中間評価の結果・過程を公表（予定）

・「会議構成員等」とは、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長・理事を除き、総長選考・監察会議委員を含む）並びに監事をいう。

令和6年3月15日

総 長 殿

総長選考・監察会議議長

板東 久美子

総長の中間評価に係る自己評価書の提出について（依頼）

本総長選考・監察会議は、総長選考・監察会議内規第18条第2項に基づき、中間評価に係る自己評価書の提出を求めます。

つきましては、令和6年5月10日（金）までに別紙様式により提出くださるようお願いいたします。

なお、自己評価書は、評価確定後に評価結果及び過程とともに公表する予定としております。

また、下記の会議の開催に併せ、貴殿から自己評価書について説明をいただく予定としておりますので、あらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。

記

令和6年6月18日 14:00～14:45 教育研究評議会

令和6年6月21日 15:00～15:45 経営協議会

別紙様式

総長の中間評価に係る自己評価書

UTokyo Compass の実現の状況について、総長就任後 3 年間に於ける任務の遂行状況を自己評価し、達成度を踏まえた上でお書きください。

- ・全体で A 4 数枚程度にまとめてください。
- ・自己評価書は、評価確定後に評価結果及び過程とともに公表する予定としております。
- ・令和 6 年 5 月 1 0 日（金）までに提出してください。

令和6年3月15日

総 長 殿

総長選考・監察会議議長
板東 久美子

総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）

総長の賞与額の増減は、東京大学役員給与規則（平成16年4月1日役員会議決）第9条第2項及び第3項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成28年総長裁定）に基づき、総長選考・監察会議による職務実績の評価に基づき行うこととされ、増減率は、職務実績の評価の対象期間（令和5（2023）年度分）にかかる賞与に反映させるものとされております。

総長選考・監察会議では、この総長の職務実績の評価にあたり、総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和4年3月24日総長選考会議）を定め、中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo Compass）の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案して行うこととしております。

つきましては、職務実績の評価の日程について下記のとおり決定しましたので、通知いたします。なお、自己評価資料は、5月10日迄に提出をお願いいたします。

記

日 時	内 容
令和6年 3月15日	総長選考・監察会議から、総長へ賞与に係る職務実績評価の自己評価資料の提出依頼
5月10日	総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の提出
7月23日	監事と総長選考・監察会議の懇談 総長の業務執行状況についての意見交換
8月28日	総長と総長選考・監察会議の懇談 総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の説明
9月18日	総長の賞与に係る職務実績評価の決定
10月上旬	総長選考・監察会議から総長へ職務実績評価の結果を通知
11月13日	総長の賞与に係る職務実績評価結果を経営協議会へ報告

総長の賞与に係る職務実績 自己評価書
(評価対象期間：令和5(2023)年度)

1. 中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo Compass）の進捗度、達成度に関する自己評価について、次の1及び2に記入してください。

(1)-1 2023 年度における UTokyo Compass の進捗度、達成度について、自己評価として該当すると考える区分を次の A~E の中から目標区分別に示してください。

- A：計画を著しく上回って進捗している
B：計画を上回って進捗している
C：計画の達成に向けて順調に進捗している
D：計画の達成のためには遅れている
E：計画の達成のためには重大な改善事項がある

目標区分	自己評価区分
0 経営力の確立	
1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

(1)-2 上記の自己評価をもとに、中期計画の進捗度、達成度を含め総合的な評価として該当すると考える区分を上記 A～E の中から示してください。

総合的な評価	自己評価区分：
--------	---------

2. 上記1. について補足すべき事項があれば記入してください。

[illegible]

※提出された自己評価書等は、東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項の2
(1)ただし書き前段に基づき非公表とする。

令和6年5月●日

教育研究評議会の構成員(総長、理事を除く。) 各位

医学部附属病院長 殿

附属図書館長 殿

センター等の代表者 殿

監事 各位

総長選考・監察会議議長

●● ●●

総長の間接評価に係る自己評価書に関する意見の提出について(依頼)

標記のことにつきまして、総長の間接評価の実施にあたり、総長選考・監察会議内規第18条第3項に基づき、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。)並びに監事(以下「会議構成員等」という。)に対し、評価資料に関する意見を求めることとしています。

つきましては、下記のとおり評価資料等を送付いたしますので、令和6年7月5日(金)までにご意見をご提出くださるようお願いいたします。

なお、提出いただいたご意見は、氏名を秘匿した上で総長に伝えることとしていますので併せて申し添えます。

おって、6月18日(火)の教育研究評議会の開催に合わせて、総長から自己評価書についてご説明いただく予定としております。

記

1. 送付資料

- ・総長の間接評価に係る自己評価書
- ・参考資料

- 1 UTokyo Compass
- 2 東京大学の教育、研究、経営・運営等に関する所見(候補者所見)
- 3 求められる総長像

2. 意見提出方法

別紙様式又は意見入力用フォームにより提出願います。

- ・入力フォーム: <https://.....>

3. 総長による自己評価書説明

令和6年6月18日(火) 14:00~14:45(教育研究評議会前)
Zoomによるオンライン開催(URLは別途通知)

4. 総長の間接評価に係る自己評価書の取扱い

会議構成員等限りとし、中間評価が決定するまで共有、公表はしないこととしておりますので取扱いについてご留意願います。

令和6年5月●日

東京大学経営協議会 学外委員 各位

東京大学総長選考・監察会議議長

●● ●●

総長の間接評価に係る自己評価書に関する意見の提出について（依頼）

標記のことにつきまして、総長の間接評価の実施にあたり、総長選考・監察会議内規第18条第3項に基づき、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。）並びに監事（以下「会議構成員等」という。）に対し、評価資料に関する意見を求めることとしています。

つきましては、下記のとおり評価資料等を送付いたしますので、令和6年7月5日（金）までにご意見をご提出くださるようお願いいたします。

なお、提出いただいたご意見は、氏名を秘匿した上で総長に伝えることとしていますので併せて申し添えます。

おって、6月21日（金）の経営協議会の開催に合わせて、総長から自己評価書についてご説明いただく予定としております。

記

1. 送付資料

- ・ 総長の間接評価に係る自己評価書
- ・ 参考資料

- 1 UTokyo Compass
- 2 東京大学の教育、研究、経営・運営等に関する所見（候補者所見）
- 3 求められる総長像

2. 意見提出方法

別紙様式又は意見入力用フォームにより提出願います。

- ・ 入力フォーム： <https://.....>

3. 総長による自己評価書説明

令和6年6月21日（金） 15：00～15：45（経営協議会前）

Zoomによるオンライン開催（URLは別途通知）

4. 間接評価に係る自己評価書の取扱い

会議構成員等限りとし、間接評価が決定するまで共有、公表はしないこととしておりますので取扱いについてご留意願います。

別紙様式

総長の中間評価に係る自己評価に関する意見書

氏 名 _____

意見

特記事項

- ・原則として A4・1 枚（1200 字程度）以内で記入してください。
- ・提出いただいたご意見は、氏名を秘匿したうえで総長に伝えることとしております。

総長の中間評価の実施に関する運用について

(実施目的)

第1条 総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は「東京大学総長選考・監察会議規則」に基づき、総長の選考等に係る権限の一環として、選考時の判断に沿って総長が、その任務を適切に遂行していることを確認する責務を担っている。この責務を果たすため、選考・監察会議は、総長の任期の途中において総長の任務の遂行状況を評価し、その結果を総長へ提示するとともに、必要に応じて助言等を行う。

(実施時期)

第2条 選考・監察会議は、総長の任期が3年を終了する時点における業務の実績に基づき、総長の任期の4年目に中間評価を実施し、評価を決定する。

(実施方法)

第3条 総長の中間評価の実施方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 選考・監察会議は、総長の任務の遂行状況を評価するため、総長に対し、必要に応じて項目等を定めた上で、自己評価書の提出を求める。自己評価書は、本条により中間評価を実施する間は、公表しない。
- (2) 選考・監察会議は、前号の自己評価書に加え、本学として策定する行動計画、求められる総長像、東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見（候補者所見）その他必要に応じて選考・監察会議が認めた資料を自己評価書の参考資料とすることができる。
- (3) 選考・監察会議は、総長の中間評価の実施に当たり、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除き、東京大学教育研究評議会内規第5条により評議会構成員とみなされる者を含む。）並びに監事（以下「会議構成員等」という。）に対して、自己評価書に関する意見を求める。なお、選考・監察会議委員も、経営協議会又は教育研究評議会の構成員として、意見を提出することができる。
- (4) 選考・監察会議は、前号により会議構成員等に意見を求めるに当たって、総長が自己評価書について説明する機会を設ける。
- (5) 選考・監察会議は、自己評価書、参考資料及び会議構成員等の意見に基づき中間評価案を決定する。
- (6) 選考・監察会議は、前号の中間評価案及び会議構成員等の意見を総長へ提示する。
なお、提示に当たっては、意見を提出した会議構成員等の氏名は秘匿する。
- (7) 選考・監察会議は、中間評価案に基づき、総長及び必要に応じて理事に対して、質

疑及び意見交換を実施する。

(8) 選考・監察会議は、前号による意見交換の場で、総長に対して、必要に応じて助言等を行う。

(9) 選考・監察会議は、第7号による質疑及び意見交換を経た上で、中間評価を決定する。

(通知及び公表)

第4条 選考・監察会議は、総長に対して、前条第9号で決定した中間評価の結果を通知する。

2 選考・監察会議は、中間評価の結果を評価の過程及び前条第1号の自己評価書とともにウェブページ等で広く公表する。

(補則)

第5条 中間評価に関する実施スケジュール等については必要に応じて学内委員において検討を行う。

附 則

この運用は、令和6年3月15日から施行する。

総長選考・監察会議学内 WG

総長の中間評価スケジュール等について

R6.1.24 総長選考・監察会議	< 中間評価にかかるスケジュール等の案を付議 >
R6.3.15 総長選考・監察会議	< 中間評価にかかるスケジュール等の案を確定 >
R6.3.15	< 総長へ自己評価書提出依頼 >
R6.3.15 経営協議会	< 中間評価にかかるスケジュール等の周知 >
H6.3.19 教育研究評議会	< 中間評価にかかるスケジュール等の周知 >
R6.4.9 教育研究評議会	< 中間評価にかかるスケジュール等の再周知 >
R6.4.17 経営協議会	< 中間評価にかかるスケジュール等の再周知 >
R6.5.10	< 総長から自己評価書の提出 >
R6.5 月下旬	< 会議構成員等に対して自己評価書に関する意見提出依頼 >
R6.6.18 教育研究評議会と同日に開催 R6.6.21 経営協議会と同日に開催	< 総長から自己評価書についての説明 > 経営評議会委員、教育研究評議会評議員に対して、会議と同日に自己評価書説明会を開催。
R6.7.5	< 会議構成員等からの意見提出締切 >
R6.7 月上旬～8 月	< 学内委員による評価素案まとめ >
R6.9.18 総長選考・監察会議	< 評価素案の審議 > 評価素案修正→評価案を作成（メール審議）
R6.9 月下旬～10 月	< 議長から総長に対して評価案及び氏名を秘匿した会議構成員等の意見書を提示し、総長選考・監察会議における議論を伝える >
R6.10～	< 総長（必要に応じて理事）質疑・意見交換準備 > 総長選考・監察会議委員へ総長への質疑照会 →取りまとめ、資料準備
R6.11.13 総長選考・監察会議	○総長へ評価案に対する意見確認 < 総長（必要に応じて理事）との質疑・意見交換 > < 評価案の審議→総長選考・監察会議による評価決定 > ※評価案に変更が生じる場合は、後日、書面審議 < 評価案審議→評価を通知（手交・撮影） >
R.11.14 以降	< 評価結果及びその過程（自己評価書を含む）を本学ウェブページ

	で公表> 評価結果をウェブページに掲載した旨、会議構成員等へ周知
--	---

※スケジュールは、必要に応じて適宜見直しを行う。